

受理番号 第 90 号  
受理日 平成29年4月3日

20170323 製局第 6 号  
国土建推第 38 号  
平成 29 年 3 月 29 日

(一社) 日本建設機械施工協会会長 殿

経済産業省製造産業局長



国土交通省土地・建設産業局長



#### 鋼材加工業者との取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すとともに、13年ぶりに下請法の運用基準を抜本改正して違反行為を明確にするなど、下請取引の条件改善を進めているところです。

鉄骨加工業者は、建設業者等から鉄骨の製造を請け負っている場合に、その鉄骨の製造に必要な鋼材の加工を、鋼材加工業者に委託することが行われていますが、今般、鉄骨加工業者と鋼材加工業者との取引について、実態調査を行ったところ、下記のような取引行為があることが判明しました。下請法（以下「法」といいます。）の適用対象となる取引において下記のような行為を行うことは、同法の規定に違反するおそれがあります。

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、鋼材加工業者との取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いいたします。

#### 記

1. 鋼材加工業者は、
  - (ア) 鉄骨加工業者から注文書が交付されず、依頼をしても交付を拒まれる
  - (イ) 既に材料を購入、加工し、製品を納入した後になって、鉄骨加工業者から、まとめて書面を交付される

場合がある。このような場合は、書面の交付義務（法第3条）の規定に違反するおそれがある。

下請取引において、発注内容・支払条件が不明確なことによるトラブルを未然防止する観点から、書面交付は、発注の都度、直ちに行う必要がある。

2. 鋼材加工業者は、鉄骨加工業者から無償で、工作図から切板明細への展開を依頼される場合がある。加工の一工程として委託内容に含まれている場合に当該費用を負担しないことは、買ったときの禁止（法第4条第1項第5号）の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、注文内容の内訳として、工作図から切板明細への展開発注を明確化するとともに、その対価について、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な設定をすることが望まれる。

3. 鋼材加工業者が鉄骨加工業者から注文を受けた後、材料を購入、加工している間に、当初の設計に変更が加わり、結果、必要以上に鋼材を購入したり、加工後の鋼材が不要となる場合（余材発生）がある。必要以上に購入した鋼材や余材は、他に転用するとしても歩留ロスを生じることが多く、特にこの鋼材がミルシート（鋼材検査証明書）に工事名などを表記された専用材の場合には、他に転用すること自体極めて困難である。また、「今後この鋼材を購入するから」等と言われながら長期間購入してもらえず、歩留低下等による費用増分のみならず、倉庫での保管費用も負担してもらえない場合もある。

発注後に設計変更し、その設計変更により鋼材加工業者に生じた費用を負担しないことは、不当な給付内容の変更の禁止（法第4条第2項第4号）の規定に違反するおそれがある。また、保管費用を支払わないことは、不当な経済上の利益の提供要請の禁止（法第4条第2項第3号）の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、発注時に決定した数量に満たない納品数量で発注を中断せざるを得なくなった場合には、鋼材加工業者が生産に要した費用を負担することが望まれる。また、鉄骨加工業者は、倉庫での保管費用等の追加経費について、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な経費を設定することが望まれる。

4. 鋼材加工業者は、鉄骨加工業者から、発注の書面に無い条件での配送を無償で求められる場合がある。（例えば、契約後、鉄骨加工業者から、（ア）予め決まっていた納入先を変更する、（イ）納入先を分納する、（ウ）搬入車両を指定する、（エ）遠隔地への期日指定をする等の追加要求を受けるが、それらに伴う追加費用の負担をしてもらえない等。）

このような場合は、不当な給付内容の変更の禁止（法第4条第2項第4号）の規定に違反するおそれがある。